

徳島労働局発表
令和3年11月18日

【照会先】
徳島労働局労働基準部賃金室
室長 天満 弘明
賃金指導官 森 恵子
電話：088(652)9165

徳島県特定最低賃金の改正について

ー令和3年12月21日から改正発効されますー

徳島労働局長（伊藤 浩之）は、徳島県内の3つの特定の産業に適用される「特定最低賃金」について、徳島地方最低賃金審議会（会長 関口 寛）からの答申を受けて改正決定し、本日付けで全ての特定最低賃金の官報公示を行いました。新しい特定最低賃金は、12月21日（火曜日）より効力が発生します。

なお、県内全ての労働者に適用される「徳島県最低賃金」は、令和3年10月1日から時間額824円に改正されています。

1 適用される産業と改正される最低賃金額（詳細は別添を参照ください。）

特定最低賃金件名	答申額	前年との比較	発効日
徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金	876円	現行875円から <u>1円引き上げ</u>	令和3年12月21日
徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	945円	現行928円から <u>17円引き上げ</u>	
徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	911円	現行888円から <u>23円引き上げ</u>	

2 今後の取組

徳島労働局では、各自治体、労使団体、関係事業主等に対し広く周知徹底を図るとともに、引き続き、業務改善助成金の活用促進など中小企業・小規模事業場に対する支援を進めることとしています。

特定最低賃金の改正答申の概要

件 名	徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金	徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
適用する範囲	徳島県全域					
適用する使用者	徳島県の区域で各産業を営む使用者					
適用する労働者	上記使用者に使用される労働者					
適用除外される労働者	<p>(1) 18歳未満または65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"> イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 </td> <td style="width: 33%;"> イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 </td> <td style="width: 33%;"> イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 </td> </tr> </table> <p>(4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者</p>			イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務
イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務				
最低賃金額	時間額 876円	時間額 945円	時間額 911円			
答申のあった日	10月4日	10月5日	10月19日			
異議の申出期間	答申日から 10月19日まで	答申日から 10月20日まで	答申日から 11月4日まで			
官報公示日予定	令和3年11月18日					
効力発生予定日	令和3年12月21日					
引上げ前最賃額	875円	928円	888円			
引上げ額	1円	17円	23円			
引上げ率	0.11%	1.83%	2.59%			